

人権に関する近年の歩み 年表

西暦	元号 平成	日本の社会の動き	女性	子ども	高齢者	障害者
2003	15			少子化社会対策基本法		
2004	16					
2005	17				高齢者虐待の防止、 高齢者の養護者に対する 支援等に関する 法律	発達障害者支援法
2006	18	教育基本法改正				障害者自立支援法 バリアフリー新法
2007	19	高齢化率が21%を超え 超高齢社会に突入				
2008	20	人権教育の指導方法 等の在り方について (第三次とりまとめ)	配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保 護のための施策に関 する基本的な方針	「児童虐待の防止等 に関する法律」改正 青少年が安全に安心 してインターネット を利用できる環境の 整備等に関する法律		
2009	21	裁判員制度開始				
2010	22	高校授業料無償化	第3次男女共同参画 基本計画			
2011	23	東日本大震災				
2012	24				高齢者雇用安定法改正	
2013	25			いじめ防止対策推進法		障害を理由とする差 別の解消の推進に関 する法律

「児童虐待の防止等に関する法律」

(2008(平成20)年改正)

児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、児童虐待の予防・早期発見、児童虐待を受けた児童の保護及び自立支援などを目的に制定された。この法律で、親や親にかわる養育者が、18歳未満の子どもに対して行う「身体的虐待」「性的虐待」「養育の拒否や放置」「心理的虐待」を児童虐待と定義づけている。

第3次男女共同参画基本計画 (2010(平成22)年)

【基本的な方針】(一部抜粋)

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題である。その目指すべきは、①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会である。

我が国においては、これまで国際的な動きと軌を一にし、多くの女性たちの活動に支えられながら、男女共同参画社会の実現に向けて男女共同参画社会基本法(平成11年)、男女共同参画会議の設置など国内本部機構の充実・強化、男女共同参画基本計画に基づく取組等を推進してきた。

【第3次基本計画において改めて強調している視点】

- ①女性の活躍による経済社会の活性化
- ②男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ④女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤地域における身近な男女共同参画の推進

【今後取り組むべき喫緊の課題】(一部抜粋)

- 実効性のある積極的改善措置の推進

「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標の達成に向けて、取組の強化・加速が不可欠である。

発達障害者支援法 (2005(平成17)年施行)

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他のこれに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいうものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者の意思ができる限り尊重されなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように務めなければならないものとする。

西暦	元号 平成	外国人	HIV感染者・ ハンセン病	アイヌ民族・ 沖縄問題	情報・環境	その他	世界の動き
2003	15				個人情報保護法	性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律	
2004	16						人権教育のための世界計画
2005	17					犯罪被害者等基本法	国連持続可能な開発のための教育の10年
2006	18					拉致問題その他北朝鮮当局による「人権侵害」問題への対処に関する法律	障害者の権利に関する条約
2007	19						先住民族の権利に関する国連宣言
2008	20		ハンセン病解決の促進に関する法律	アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議		ホームレスの自立の支援等に関する基本方針	
2009	21				水俣病救済特別措置法	人身取引対策行動計画 2009	
2010	22		ハンセン病差別撤廃決議				
2011	23						人権教育及び研修に関する国連宣言
2012	24	出入国管理及び出入国認定法の改正及び平和条約に基づき国籍等を有する者等の特例に関する法律					
2013	25						

人権教育のための世界計画 (2004 (平成 16) 年)

「人権教育のための国連 10 年 (1995 ~ 2004 年)」の終了をうけ、2004 年 4 月、第 59 回国連人権委員会において、「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連 10 年フォローアップ決議」が無投票で採択された。

【第一フェーズ (2005 ~ 2007)】※ 2007 年に 2009 年までの延長を決議

初等・中等教育 (日本では小学校から高等学校) における人権教育の推進に焦点をあてる。

【第二フェーズ】 (2010 ~ 2014)

高等教育と、あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行者、軍関係者の人権研修に重点を置く。

放射線被ばくについての風評被害に関する緊急メッセージ

(2011 (平成 23) 年 法務省人権擁護局)

新聞報道等によりますと、原発事故のあった福島県からの避難者がホテルで宿泊を拒否されたり、ガソリンの給油を拒否されるといった事案のほか、小学生が避難先の小学校でいじめられるなどの事案があったとされております。

放射能の影響を心配するあまりなのですが、根拠のない思い込みや偏見で差別することは人権侵害につながります。震災に遭った人が、避難先で差別を受けたら、どんな気持ちになるでしょうか。

相手の気持ちを考え、やさしさを忘れず、みんなでこの困難を乗り越えていきましょう。

個人情報の保護に関する法律 (2003 (平成 15) 年)

第一章 総則 (一部抜粋)

第一条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第二条

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

人権教育及び研修に関する国連宣言 (2011 (平成 23) 年)

人権教育及び研修を、あらゆる人権及び基本的自由の普遍的尊重と遵守を促進するためのあらゆる教育、研修、情報、啓発及び学習活動と定義し、すべての人が人権及び基本的自由について知り、情報を求める権利を有し、人権教育・研修へのアクセスを有するべきだと規定しています。